

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財閣第 1443 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(7)～(10) (省略)</p>	<p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 変更及び撤回</p> <p>イ 法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財閣第 1318 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から 3 年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手續は、次による。</p> <p>(イ) 及び(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(7)～(10) (同左)</p>